

三橋町・大和町商工会合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 三橋町・大和町商工会合併協議会(以下「協議会」という。)規程第11条に基づき、協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所属事務)

第2条 専門部会は、協議会会長(以下「会長」という。)の指示により協議会に提案する事項について専門的に調査し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、組織部会、財政部会、事業部会とし、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会にそれぞれ部会長及び副部会長置く。

2 部会長及び副部会長は協議会委員とし、各専門部会員の互選により決定する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は会長の要請により、又は必要に応じて、部会長が随時開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係する者の出席を要請することができる。

4 各専門部会は必要に応じて関係する部会と合同の会議をすることができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議の結果及び経過について、会長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 専門部会の事務は協議会事務局が行う。

(費用弁償)

第8条 部会長・副部会長・部会委員は、費用弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額並びに支給方法は、合併協議会事務局が所属する商工会の規程を準用するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、各専門部会が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する